

水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）

今回基準値の設定を行う水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準値（案）は次のとおりです（農薬登録基準については参考 1 を参照）。

農薬取締法第 4 条第 1 項第 6 号から第 9 号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準（昭和 46 年 3 月農林省告示第 346 号）第 3 号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録基準（平成 18 年 12 月環境省告示第 143 号）を改正し、下表左欄の農薬の成分の公共用水域における水産動植物被害予測濃度について下表右欄の基準値を新たに設定します。

なお、新たに設定する基準値は当該基準値を定める告示の公布の日から適用することとします。

農薬の成分	基準値
塩素酸ナトリウム（別名塩素酸塩）	塩素酸として 7,900 $\mu\text{g}/\text{l}$
多硫化カルシウム（別名石灰硫黄合剤）	240 $\mu\text{g}/\text{l}$
ベンジル＝4－アミノ－3－クロロ－6－（4－クロロ－2－フルオロ－3－メトキシフェニル）－5－フルオロピリジン－2－カルボキシラート（別名フロルピラウキシフェンベンジル）	4.1 $\mu\text{g}/\text{l}$
S, S'－2－ジメチルアミノトリメチレン＝ジ（ベンゼンチオスルホナート）（別名ベンスルトップ）	20 $\mu\text{g}/\text{l}$